

大分類(2)「議会と住民の関係」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果					
大分類	中分類		提案会派	項目	検討内容	備考						
(2) 議会と住民の関係	① 議会の情報公開	a. 住民への議会情報等の広報(全般)	公明	市民との関係	政策等の形成過程の市民への説明		1 本市会のホームページについては、議案を議案発送に併せホームページに掲載するなど様々な議会情報を掲載しているが、さらに市民が議会に関心を持てるよう適切な議会情報を発信するとともに議会のより活発な議論のため、ホームページの掲載内容について協議した結果、 ① 議事日程(送付・配付時)の掲載 ② 常任・特別委員会記録の速報版の掲載 ③ 現行3週間を目途に掲載している委員会資料の迅速な掲載について実施することを全会一致をもって決定した。 ただし、実施にあたっては、課題となっている事務体制の強化や資料作成局との調整などを踏まえたものとする。  2 議員の政策提案等におけるその政策等の形成過程への説明については、市民との意見交換やパブリックコメントによる意見募集について協議した結果、					
			民主	市民との関係	議会が市民に見えないのは、何を決定しているのか分からないことも一因。採決前に議案を公表し意見を募ることで議会の重要性を伝えると同時に、市民の市政へのダイレクトな関与の機会を増やす。	すべての議案を採決前(議案発送と同時に)、市民に町内掲示板・マスコミ等において公表し、意見を募り、議会において意見を述べる機会を市民は得、それらの意見を勘案したうえで、議会において採決する。						
		b. 会議録等の速やかな公開	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)		・議事録の速やかな公開 ・委員会資料の公開	<多数意見> 実施の是非、時期、内容などそれぞれの政策ごとに提案者が判断するべきで、議会として一律の対応を決めるべきではない。 <少数意見> 議会として一定の範囲を決めて実施していくべきである。  との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。				
			ヨコ会	会議運営	会議録等の早期作成・提出について							
		c. インターネット中継	みんな	議会自身	議会自身について(活発な議論を実現するために)		委員会のネット配信(USTREAMなど)	インターネット中継は、さらなる議会審議の活性化を図るとともに、より一層市民にわかりやすい議会、身近な議会とすることなどから、平成17年の決算特別委員会から、本会議及び予算・決算特別委員会の全日程について、実施しているが、本市会における全ての審議を漏らすことなく視聴することができるよう常任・特別委員会等のインターネット中継を実施することを全会一致をもって決定した。 ただし、実施にあたっては、音声、映像はカメラ、マイク等の工夫により明瞭なものとしていくなど既存設備等の有効活用を行い費用対効果を踏まえたものとする。				
									共産	市民との関係	・議員は、市民の代表であり、市民と行政のパイプ役として、重要な役割を担わなければならない。ところが、議員は何をしているかわからない、役に立たない、だから減らすべきだという声から上がっているのも事実である。そもそもこんな声があがるのには、議会が市民から遠い存在であり、議員の姿が見えないことに大きな原因がある。 ・市民の多くが市政に関心を持ち、行政や議会を監視することで、真の市民のための市政が生まれてくるとも考えられる。	常任委員会及びすべての特別委員会をインターネット中継の対象にする。
									当局	常任委員会	インターネット中継の導入	
		d. 直接傍聴	民主	委員会	委員会傍聴		委員会傍聴を許可すべき。例えば、2~3人の人数制限があってもよい。	<多数意見> 委員会室の狭隘、導線の確保、当局出席者数など運営上の課題があることから委員会傍聴の取扱いは現行どおりとし、当面はインターネット中継の実施を優先する。 <少数意見> 課題はあるが委員会傍聴は実施するべきである。 インターネット中継の実施を優先するのは切り離して委員会傍聴を実施する。  との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。				
									共産	常任委員会	常任委員会では委員会室が狭あいなど物理的な理由から一般市民の直接傍聴を事実上認めていないが、直接傍聴を認めていない議会は全国的にみても横濱市と京都市のみである(大阪市は直接傍聴を試行実施中)。これではとうてい開かれた議会とはいえない。	常任委員会等の直接傍聴を認める。現在でも記者の傍聴は認めており、スペースが全くないというわけではない。予算・決算特別委員会における局別審査の傍聴者数のように、会議室の大きさに応じた傍聴者数とすればよい。
		e. 議会広報の充実	民主	広報	市民との関係	議員の活動がなかなか市民に伝わらない。議員各個人が活動報告等を行っているが、自分のPRになり、有権者に客観的評価判断・材料にはなっていない。		議会の広聴・広報をより効率・効果的に行うため、 ① ヨコハマ議会だよりに掲載されている予算質疑及び一般質問において、その質問者の氏名や写真掲載について協議した結果、  <多数意見> 会派を代表して行う観点から会派名を掲載している現行どおりの取扱いとする。 <少数意見> 市民から見たときのわかりやすさから氏名等を掲載する。  との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。				
市会議員の活動が見えないという意見があるが、必ずしもそうではないと思う。もっとPRしたいということであれば、もっとメジャーなメディアを活用するしかない。	横浜市会をアピールするキャンペーンなどを行ってもよいのではないかと。											
市会だより	市会だよりには質問者の氏名を出すべき。											
公明	あり方	広聴広報機能の充実			② メディアを活用したPRについては、新聞掲載している周知広報を引き続き行っていくこと。また、定例会周知用ポスターを新たに作成し、市内公共施設等に掲示することを全会一致をもって決定した。							

(2) 議会と住民の関係	①議会の情報公開	f.議会・議員の評価と公表	民主	その他	議会の評価の方法と公表の仕方		議会・議員の評価と公表について協議した結果、組織として合議体である議会及び公選職である議員を評価することは課題があることを全会一致をもって決定した。	
				自己評価	議員の自己評価のあり方と公表の仕方			
(2) 議会と住民の関係	②議会への住民参加	a.議会への住民の参加(全般)	自民	あり方	市民参加の推進に向けた広聴・広報のあり方		1 議会活動の啓発、市民参加の推進に向け協議した結果、 ① 市立学校を対象とした議会教材を作成し、教育委員会等と授業などへの活用を調整するなど議会情報を発信し、議会の理解を深める取り組みを実施する。 ② ヨコハマ議会だより、ホームページなどによる議会報告の拡充を図るとともにアンケート・意見募集による市民意見などの聴取を実施すること。これを全会一致をもって決定した。	
			公明	市民との関係	市民の議会活動への参加の推進			
			ネット・無所属クラブ	議会の役割	現在、地方自治体においては議会と首長との二元代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。二元代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権在民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。	議会と市民との相互関係を強化するため、日常的な市民意思の反映とその検証を担保する方法等についての議論。		
		c.議会報告会の開催	民主	市民との関係	議員と住民の議論が少なく、住民の代表として意思集約ができていない。		・区民意見の的確な集約 ・議会報告会、議員と住民等の討論 ・住民の意見を聴くための一般会議	2 市民意見の聴取方法、議会活動情報の提供について協議した結果、 ＜多数意見＞ 適切な議会情報を発信提供し、市民が議会に関心を持つ取り組みから実施する。 ＜少数意見＞ 市民との対話の場の位置づけで、区や常任委員会などの単位で議会報告会を実施する。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
			みんな	市民との関係	議会と市民の関係について（市民の積極的な参加を促進するために）		議会の広報・広聴活動の実施（市民意見の把握、市民への議会報告）	
			共産	市民との関係	・議員は、市民の代表であり、市民と行政のパイプ役として、重要な役割を担わなければならない。ところが、議員は何をしているかわからない、役に立たない、だから減らすべきだという声が市民から上がっているのも事実である。そもそもこんな声があがるのには、議会が市民から遠い存在であり、議員の姿が見えないことに大きな原因がある。 ・市民の多くが市政に関心を持ち、行政や議会の監視することで、真の市民のための市政が生まれてくるとも考えられる。		議会主導で、議会報告会を定期的に各区で行う。	
		b.請願・陳情に関する意見聴取等	民主	請願・陳情	請願者・陳情者への意見聴取		付託される請願・陳情は、政策提案として提案者の意見を聴くこと。	市民等から提出される請願・陳情について、委員会での審査をどのように行うべきか、審査のあり方を協議した結果、 ＜多数意見＞ 請願・陳情を審査する常任委員会等が効率・効果的な審査の観点から、実施方法を含め判断するべきであり、現行どおりの取扱いとする。 ＜少数意見＞ 請願者、陳情者が希望すれば審査する常任委員会等で意見を述べられる制度とする。 との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
			みんな	市民との関係	議会と市民の関係について（市民の積極的な参加を促進するために）		請願・陳情の読み上げについて（請願者、陳情者が委員会で読み上げる形にすべき）	
			共産	常任委員会	陳情は国への意見書を求めるものや機関意思の決定を求める決議のみを委員会の付託対象としているが、陳情も市民からの要望という意味では審査対象とすべきである。さらに、請願者・陳情者の意見陳述は審査の重要な参考となるが、口頭陳述を認めていない。		請願者・陳述者の意見陳述を認める。	
		d.土日(休日)議会の開会	みんな	市民との関係	議会と市民の関係について（市民の積極的な参加を促進するために）		夜間議会、休日議会の開催（多様な、市民の政治参加促進）	多様な市民参加の促進から、市民が傍聴しやすいよう休日、夜間議会の開催について協議した結果、実施の意義、その効果及び職員体制、実施経費など課題があることから、新たに常任・特別委員会等のインターネット中継を実施し、本市会のすべての審議・審査をいつでもどこでも視聴できるようにすることを全会一致をもって決定した。
			共産	市民との関係	・議員は、市民の代表であり、市民と行政のパイプ役として、重要な役割を担わなければならない。ところが、議員は何をしているかわからない、役に立たない、だから減らすべきだという声が市民から上がっているのも事実である。そもそもこんな声があがるのには、議会が市民から遠い存在であり、議員の姿が見えないことに大きな原因がある。 ・市民の多くが市政に関心を持ち、行政や議会の監視することで、真の市民のための市政が生まれてくるとも考えられる。		市民が傍聴しやすいよう土日、祝日、夜間議会の開会	

## 本会議における一問一答方式導入に係る議場改修経費について

### 想 定

本会議審議における議案関連質疑や一般質問等で、一問一答方式を導入した場合に係る議場の改修、新たな設備などについて、本市で実施している予算・決算特別委員会や他都市の状況を参考として概算で経費を算出した。

#### 1 質問者演壇等の設置(設備費、工事費概算400万円)

一問一答方式の審議を質問者・答弁者の対面式として実施するため、議場を改修する。

- ① 議員席中央最前列6席を撤去する。6席分は、左右にそれぞれ3席追加する。
- ② 撤去した跡に質問者演壇及び演壇横に質問者待機の机・椅子を設置する。
- ③ 質問者演壇にマイク(有線)を増設する。

#### 2 発言残時間表示器の設置(特注品、工事費概算300万円)

予算・決算特別委員会審査と同様に発言者の残時間を持時間からカウントダウン方式で表示する。

- ① 議場内(議長側、傍聴席側)に大型の残時間表示器を2台設置する。
- ② 質問者演壇及び議長席に卓上の残時間表示器(残時間5分、3分、1分、0の警告付き)をそれぞれ設置する。
- ③ 操作盤を議会局席に設置する。

#### 3 マイクシステムの追加(設備費、工事費概算300万円)

予算・決算特別委員会審査と同様に当局答弁を自席で行うため、マイクシステムを追加する。

- ① 無線方式によるマイク20本の増設とそれに伴う受信機4台を設置する。
- ② 操作盤を議会局席に設置する。

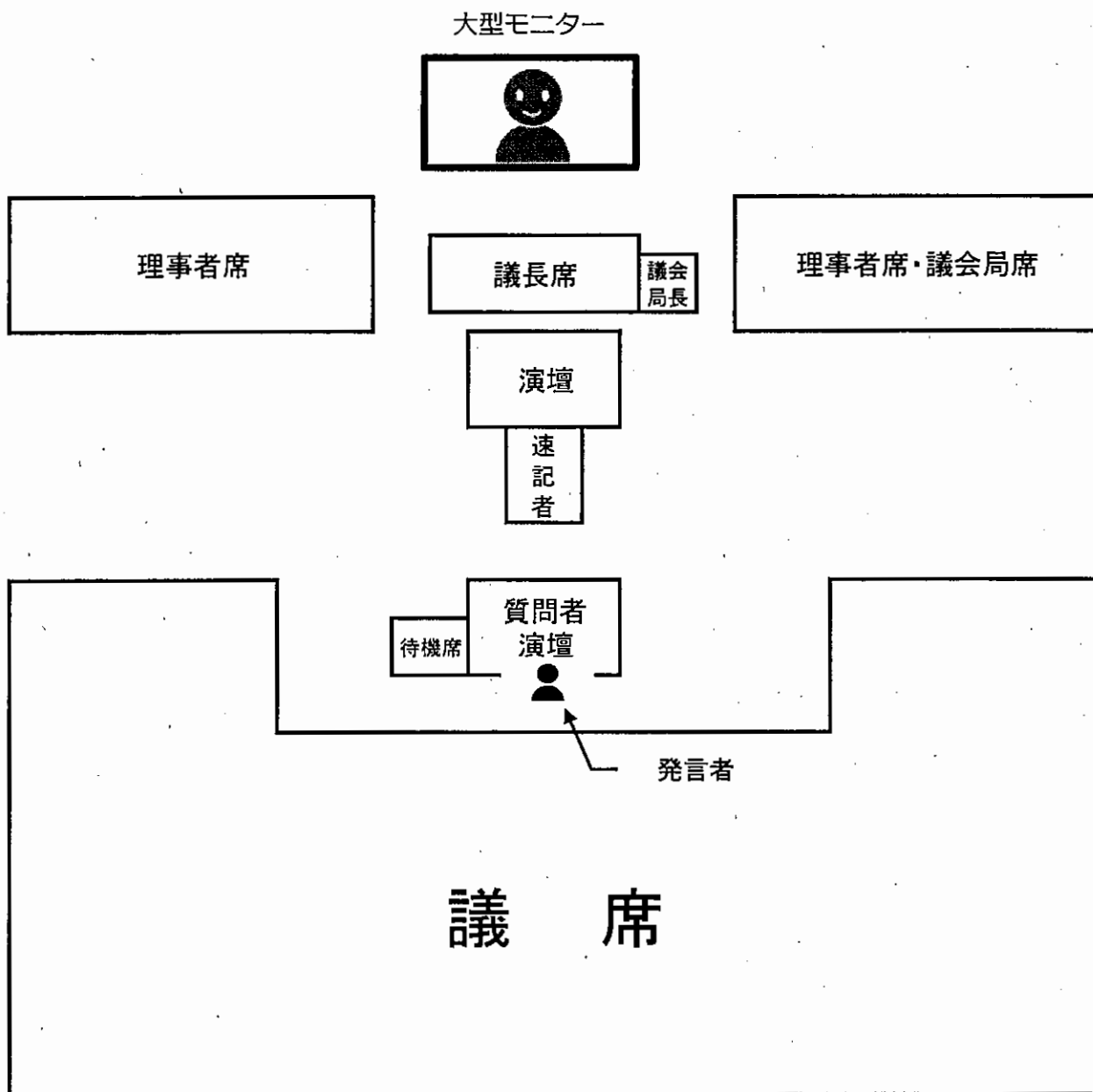
#### 4 その他経費(設備費、工事費概算250万円)

- ① 質問者演壇をインターネット中継等において放映するカメラ1台を増設する。
- ② 質問者演壇において質問議員が傍聴席からは後ろ姿しか見えないため、議場前面(議長席後方上段)に大型モニター(100インチ以上)を設置し、質問者を放映する。

#### 5 概算経費の合計1,250万円

- 内 訳
- 質問者演壇等の設置(設備費、工事費概算400万円)
  - 発言残時間表示器の設置(特注品、工事費概算300万円)
  - マイクシステムの追加(設備費、工事費概算300万円)
  - その他経費(設備費、工事費概算250万円)

【議場改修イメージ図】



政令指定都市における議案質疑・一般質問等の開催日数（平成23年実績）

（単位：日）

都市名	第1回定例会				第2回定例会				第3回定例会				第4回定例会				計					
	代表質疑	代表質問	質疑	一般質問	代表質疑	代表質問	質疑	一般質問	代表質疑	代表質問	質疑	一般質問	代表質疑	代表質問	質疑	一般質問	代表質疑	代表質問	質疑	一般質問	合計	
○ 午後1時開会としている都市																						
札幌市	3				3				3				3				12					12
仙台市	2			3	2			3	2			3	2			3	8			12	20	
○ 初日のみ午後1時30分開会とし、2日目以降は10時開会としている都市																						
新潟市	2				3				3				4				2				13	15
○ 午前10時開会としている都市																						
さいたま市		2	1				1	1		2	1	1			1	1		4	4	3	11	
千葉市	3			2			1	7	3		1	6		3	1	4	6	3	3	19	31	
川崎市	2				2			4	2				2			4	8			8	16	
相模原市	2			3	2			3	2			3	1			3	7			12	19	
静岡市	1			4				3				3				3	1			13	14	
浜松市	1		2	2	1		1	2	1		1	2	1		1	2	4		5	8	17	
名古屋市	1			3				2				1				1	1			7	8	
京都市	2					1				2				1			2	4			6	
※大阪市		2														※1		2		1	3	
堺市	3				3				3				3				12				12	
神戸市	2						1	1	2		1					2	4		2	3	9	
岡山市	3			6				5				6				5	3			22	25	
広島市				3				3				3				3				12	12	
☆北九州市	1		(1)	3	2	3					(1)	4				3	3	3	(2)	10	16	
福岡市	2		1				1	3			1	3		1	3	2			4	9	15	
熊本市			1	4			1	3			1	5			1	5			4	17	21	
横浜市	1		2				1	1			1	1			1	1	1		5	3	9	
計	78 (1定平均3.90)				70 (2定平均3.50)				73 (3定平均3.65)				70 (4定平均3.50)				291 (年間平均14.55) (1回平均3.64)					

注1： 新潟市、大阪市及び京都市は当初予算議案を除き、議案質疑は行っていない。

注2： ※ 大阪市の一般質問は、原則文書質問制度としている。ただし市長選後の4定で橋下市長に対し口頭質問（5人）を実施した例がある。

注3： ☆ 北九州市は、市長選のため1定は暫定予算審査、2定は補正予算審査を行った。また、( )の質疑は、一般質問日のうちの1日と重複。

政令指定都市における議案質疑・一般質問の状況（平成24年8月現在）

	形態	発言時間	発言形式	回数制限	発言場所
札幌市	代表質問（議案質疑と一般質問）	交渉会派＝基礎90分＋所属議員数×10分 非交渉会派＝年1回30分 無所属議員＝年1回10分	一括方式	制限なし	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：自席
仙台市	代表質疑（交渉会派のみ） 一般質問（非交渉会派等は質疑も併せて実施）	交渉会派（代表質疑と一般質問を併せ） ＝基礎10分＋所属議員数×10分 非交渉会派（一般質問のみ） ＝基礎2分＋所属議員数×10分	一括方式	3回	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：登壇（再答は自席）
さいたま市	①議案に対する質疑（無所属を含む） ②代表質問（1定及び3定で実施） 一般質問（2定、3定及び4定で実施）	①基礎9分＋所属議員数×1分 ②総質問時間330分を各会派の所属議員数で按分 1人5分。ただし、会派は、所属議員数に5分を乗じた時間（30分を限度とする。）の範囲内で行うことができる。	①一括方式 ②一括方式又は分割方式の選択制 一括方式又は分割方式の選択制	①3回 ②制限なし 制限なし	質問者：議員用演壇 答弁者：登壇（再答は自席）
千葉市	代表質疑（1定及び3定で実施） 代表質問（4定で実施）※2人以上の会派が実施 ①個人質疑 ②一般質問	基礎5分＋所属議員数×20分（60分を限度） ①1人50分（一問一答を選択の場合60分） ②基礎5分＋所属議員数×20分（60分を限度）	一括方式 ①一括方式又は②一問一答方式の選択制	3回 ①3回 ②制限なし	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：登壇（市長のみ） ※市長再答弁、局長答弁は自席 質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：自席（市長が1回目の答弁者のときは登壇）
川崎市	代表質問（会派が議案質疑と一般質問を併せて実施） 一般質問（2定及び4定で実施）	2日間で終了するよう各会派に所属議員数をもとに配分（努力目標） 制限はないが概ね答弁を含め1人30分程度	一括方式 一括方式又は一問一答方式の選択制	制限なし	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：登壇（再質は自席） 質問者：自席 答弁者：自席
相模原市	代表質問（交渉会派が議案質疑と一般質問を併せて実施） ①個人質疑（交渉会派以外の会派等が実施） ②一般質問	会派持時間制（所属議員数×10分） ①所属議員数×10分 ②1人20分以内	一括方式	3回	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：登壇（再答は自席）
新潟市	代表質問（1定で会派が実施。予算議案質疑と一般質問を併せて実施） 一般質問	一括方式＝1回目の質問は30分以内 一問一答方式及び分割方式は30分以内（いずれの方式も答弁を含め60分以内）	一括方式 ①一括方式、②一問一答方式又は分割方式の選択制	3回 ①3回 ②制限なし	質問者：登壇 答弁者：登壇 質問者：①登壇 ②対面演壇 答弁者：①登壇 ②自席
静岡市	代表質問（1定で交渉会派が実施。予算及び予算関連議案質疑） 総括質問（議案質疑と一般質問を併せて実施）	答弁を含まず50分を限度 基礎15分＋所属議員数×5分（ただし無所属議員は基礎15分のみ）	一括方式	3回	質問者：登壇 答弁者：自席
浜松市	代表質問（交渉会派が議案質疑と一般質問を併せて実施） ①議案質疑 ②一般質問	1会派1人35分以内 ①制限はない ②1人30分以内	一括方式	3回	質問者：登壇 答弁者：登壇
名古屋市	代表質問（1定、市長選後の定例会で交渉会派が実施。予算及び予算関連議案質疑と一般質問を併せて実施） 代表質疑（1定を除き交渉会派が実施） 個人質疑 個人質問	基礎15分＋（各会派所属議員数按分） （定例会ごとに運営委員会で実施の有無等及び各会派持時間を決定するが、個人質疑と個人質問を併せて実施する例が多い）	一括方式（2回目以降の質問は一括方式又は一問一答方式の選択制） ※定例会ごとに運営委員会で協議	3回（ただし、運営委員会が必要と認めたとときはこの限りでない）	質問者：初回の質問は演壇、2回目以降の質問は自席 答弁者：自席
京都市	代表質疑（1定で無所属含め実施。予算及び予算関連議案質疑） 代表質問（1定を除き実施。3定は無所属含め実施他は交渉会派のみ）	1定・3定は2日間（540分を基に基礎時間と所属議員数による配分） 2定・4定は1日間（300分を基に基礎時間と所属議員数による配分）	一括方式	2回	質問者：登壇 答弁者：登壇
大阪市	代表質問（1定で交渉会派が実施。予算及び予算関連議案質疑） 一般質問（原則文書質問制度） その他の質疑	交渉会派1人45分程度 一般質問は、市長選後及び決算市会での先例あり 1人30分程度 その他の質疑は近年例がない	①一括方式又は②一問一答方式の選択制	①3回 ②制限なし	質問者：登壇（再々質問は自席） 答弁者：登壇（再々答弁は自席） 一問一答方式は全て登壇
堺市	大綱質疑（議案質疑及び一般質問を併せて実施）	大綱質疑は3日間行う。 所属議員数×38分（無所属は38分）	一括方式	3回	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：登壇（再答は自席）
神戸市	代表質疑（予算・決算質疑及び4定議案外質問を無所属含め実施） 議案質疑（予算・決算質疑を除く） 議案外質問（4定を除く）	2日間の総時間600分を配分（答弁含）持時間＝会派割（1/3）＋議員数割（2/3） 1日間の総時間300分を配分（答弁含）持時間＝会派割（1/3）＋議員数割（2/3）	一括方式（2回目以降の質問は一括方式又は一問一答方式の選択制）	制限なし	質問者：登壇（再質は演壇前にある発言者席で行う） 答弁者：自席
岡山市	代表質問（1定及び3定で会派が議案質疑及び一般質問を併せて実施） 個人質問（議案質疑及び一般質問を併せて実施）	5人以上の会派は60分以内 3人以上の会派は40分以内 30分以内（ただし、代表質問を行った会派に所属する議員は、20分以内）	一括方式（現在一問一答方式との選択制を試行中）	3回	質問者：登壇 答弁者：市長のみ登壇、理事者等は自席で答弁
広島市	一般質問 個人質疑（当初予算関係議案質疑は、総括質問と称している）	1人30分、再質問は2回まで10分を限度 なし（おおむね30分程度となっている）	一括方式	3回 なし	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：登壇（市長のみ） 局長答弁、市長再答弁は自席
北九州市	代表質疑（1定で交渉会派が実施。予算及び予算関連議案質疑） 質疑（1定は一般質疑という） 一般質問	各交渉会派1人90分以内（答弁含む） 1人60分以内（答弁含む、所属議員数による発言者数の制限あり）	一括方式及び一問一答方式の選択制	3回（一問一答方式は制限なし）	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：自席
福岡市	①代表質疑（会派のみ） ②補足質疑（①②とも1定で新年度関係議案に対し実施） ①議案質疑 ②一般質問（1定を除く）	①交渉会派は2時間以内、非交渉会派は1時間以内（答弁含む） ②交渉会派110分以内、非交渉会派55分以内、無所属27分以内（答弁含む） ①1人1時間以内（答弁含む） ②交渉会派＝30分＋所属議員数×4.8分 非交渉会派＝15分＋所属議員数×4.8分 無所属＝8分	一括方式	3回（ただし①は、再質しない申しあわせ）	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：登壇（市長のみ）※局長は自席
熊本市	①議案質疑 ②質問	①1人10分以内（委員長審査報告後挙手制で実施） ②1人90分以内	一括方式	①3回以内 ②制限なし	質問者：登壇 答弁者：登壇
横浜市	①予算代表質疑（交渉会派のみ） ②予算関連質疑 ※いずれも予算市会で実施 一般質問（予算市会、これに準じる市会及び初市会を除く） 議案関連質疑	①各交渉会派の1日あたりの持時間＝所属議員数×2.47分 ②各会派の1日あたりの持時間（無所属含）＝所属議員数×2.33分（非交渉会派、無所属はプール制採用） 各会派の1日あたりの持時間（無所属含）＝所属議員数×2.33分（非交渉会派、無所属はプール制採用）	一括方式	2回	質問者：登壇 答弁者：登壇



## 基本的な論点(3)「議会と執行機関の関係」に関する他都市における特徴ある取り組み

**参考**  
 横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会 7月24日配付資料

※基本的な論点に基づき、各会派から提出された検討項目を整理した。その実施の有無を含め協議する。

No.1

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目 (詳細)		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	課題等
大分類	中分類		提案会派等	検討内容			
(3) 議会 と執行機関 の関係	①本会議 の形式	a. 本会議	公明	本会議の会議運営	【議案説明】 ・議案上程の本会議終了後に議案説明会開催(神奈川県) ・議案上程の翌日に全員委員会で説明(広島県)  【委員長報告】 ・委員長報告及び委員長報告に対する質疑の実施 (岩手県、大分県、宮城県、長野県、高知県、石川県、鹿児島県、奈良県、 愛媛県、沖縄県、宮崎県、川崎市、さいたま市、名古屋市、新潟市、北九州市) (※質疑の実施例がない都市を含む) ・委員長報告の実施(福島県、広島県)  ・一問一答方式採用による議場改修等にあわせ大型モニターを設置 (三重県、岩手県、川崎市、さいたま市)	・提案理由の説明は簡潔に行っている ・委員会の審査結果は報告書を配付しており、委員長の口頭報告は、予算特別委員会・決算特別委員会を除き行っていない ・一般質問は、予算市会、これに準ずる市会及び初市会を除く定例会において1日間実施している ・議員間の討議は行われていない	・政策提案・提言等の場の確保 ・円滑かつ効率的でわかりやすい議会運営 ・合議制の機関である議会の役割の発揮
		a. 答弁者による 趣旨確認(反問 権)	みんな ----- 当局	市長等への反問権の付与  答弁者から質問者に対する質問の趣旨確認の導入	・反問権の付与(神奈川県、宮城県、石川県)  ・質問の趣旨確認の導入 (三重県、北海道、高知県、奈良県、広島県、兵庫県、沖縄県、宮崎県、川崎市、さいたま市、名古屋市、新潟市、北九州市)	・反問権は認めていない ・質問の趣旨確認制度は導入していない	議会審議のあり方 (質疑・質問は、疑義を質し、議員全員が共通認識を持つなどの役割があり、反問権はなじまないのではないかと)
	②質疑・ 質問	b. 一問一答	民主・みんな な・当局	自席又は発言席での「一問一答方式」導入	【質問形式】 ・一括方式(福島県、宮城県、北海道、高知県、石川県、奈良県、愛媛県) ・分割方式(鹿児島県 ※再質問は一問一答) ・一括と分割の選択(神奈川県、さいたま市) ・一括と一問一答の選択(広島県、沖縄県、川崎市、名古屋市、北九州市) ※1 広島県及び川崎市は、代表は一括 ※2 沖縄県は、再質問は一問一答 ※3 名古屋市及び北九州市は、第1問は一括 ・一括、一問一答、分割の選択(三重県、岩手県、大阪府、大分県、長野県、兵庫県、宮崎県、新潟市)  【質問席】 ・演壇 ・対面式演壇 ・自席  【答弁席】 ・演壇 ・対面式演壇 ・自席	・一括質問・一括答弁方式 ・発言は2回まで ・演壇に登壇し発言を行う	・一括質問・一括答弁は、傍聴者等にわかりづらい、また質問の展開が限られてしまう ・一問一答方式を導入する場合は、議場の改修が必要 (質問者席、時間表示器設置、自席答弁のマイクシステム、カメラ増設等)

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目 (詳細)		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	課題等
大分類	中分類		提案会派等	検討内容			
(3) 議会と執行機関の関係	② 質疑・質問	c. 質問日数・発言持時間	民主	一般質問の日数拡大	<p>【質疑・質問の年間日数】</p> <p>・道府県</p> <p>ア 午前開催 (概ね10時開会) 12日~24日(平均17.6日) (三重県、大分県、宮城県、北海道、長野県、高知県、石川県、鹿児島県、広島県、愛媛県、兵庫県、沖縄県、宮崎県)</p> <p>イ 午後開催 (概ね13時開会) 14日~18日(平均16.8日) (福島県、神奈川県、岩手県、大阪府、奈良県) ※道府県の議案関連質疑は、質問と併せて実施又は一般質問日に1日実施している ※神奈川県は、平成24年1定より一般質問日のみ午前10時30分開会</p> <p>・指定都市 (午前10時開会) 7日~15日(平均10.6日) ※指定都市の議案関連質疑は、川崎市は代表質問と併せて8日、さいたま市は4日、北九州市は予算議会で5日、名古屋市は一般質問と併せて実施、新潟市は実施例なし</p> <p>【発言時間】</p> <p>ア 1人1回当たり発言時間を規定 (下記イ以外の都市)</p> <p>代表質問 (答弁を含む) : 60分~120分 代表質問 (答弁を含まない) : 30分~60分 一般質問 (答弁を含む) : 30分~70分 一般質問 (答弁を含まない) : 20分~40分</p> <p>イ 所属議員数に応じた発言時間を規定 (神奈川県、大阪府、長野県、愛媛県、宮崎県、川崎市、さいたま市、名古屋市)</p> <p>※神奈川県 &lt;代表&gt; 定例会質問総時間300分を会派割30分と所属議員数による案分で算出 &lt;一般&gt; 1人30分</p> <p>※大阪府 &lt;代表&gt; 会派割50分と所属議員1人1分を乗じた時間 &lt;一般&gt; 1人20分</p> <p>※長野県 &lt;代表&gt; 1会派60分 &lt;一般&gt; 定例会総質問時間を会派割15分と所属議員数による案分で算出</p> <p>※愛媛県 &lt;代表&gt; 1人35分 &lt;一般&gt; 1人30分 (1人年間50分とし会派内の譲り合いは可だが、1人年2回以内とする)</p> <p>※宮崎県 &lt;代表&gt; 会派割30分と所属議員数による案分により算出 &lt;一般&gt; 1人30分</p> <p>※川崎市 &lt;代表&gt; 年間総質問時間660時間とし1/4を会派割、1/4を所属議員数による案分により算出 &lt;一般&gt; 1人概ね30分</p> <p>※さいたま市 &lt;代表&gt; 1日発言時間330分を所属議員数による案分 &lt;一般&gt; 1人5分 (30分を限度とし会派内の譲り合い可)</p> <p>※名古屋市 会派割15分と所属議員数による案分で算出</p> <p>【質疑に関する発言時間】</p> <p>・会派割9分と所属議員数による案分で算出、無所属は10分(さいたま市)</p> <p>・代表質疑90分 (答弁含む) (北九州市)</p>	<p>(一般質問) 予算市会、これに準ずる市会及び初市会を除く定例会において1日間実施</p> <p>(予算代表・予算関連質疑) 予算市会及びこれに準ずる市会において1日間実施</p> <p>(議案関連質疑) 議案上程日に1日間実施</p> <p>(討論) 1会派当たりの持時間は、15分以内とする</p> <p>※一般質問・予算関連質疑及び議案関連質疑が午後5時までに終了しない場合は、残りの質問者を翌日の本会議予備日に送ることができる</p> <p>・本会議における発言時間は、本会議1日当たりの会派持時間制により実施</p>	<p>・発言持時間制のあり方 (会派持時間又は個人とするか等)</p> <p>・質疑、一般質問の日数 (発言持時間を見直し、通告状況により実施日数を決定していくなど)</p>
			共産	<p>横浜市の本会議での発言機会は、1定例会あたり議案関連質問、一般質問、討論の3回 (予算議会を除く) で、いずれも会派の所属人数を基に単純比例配分した時間となっており、他都市議会に比べて、発言時間が非常に少ない。市民から選ばれた議員として、発言の機会がきちんと確保されているとはいえない状況である。</p>			